

補助対象経費の1/2
補助上限20万円

介護職員の雇用に係る 介護人材紹介手数料等を 一部助成します

令和7年度

補助対象者

山口市内で介護サービス事業所※を運営する法人

※ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所

補助対象経費

山口市内の介護サービス事業所で就労するまでに生じる次の経費のうち、直接雇用後6か月以上介護業務に従事させた介護職員に係るもの

- ✓ 介護サービス事業者が人材紹介業者から介護職員※の紹介を受け、直接雇用した際に支払った紹介手数料
- ✓ 外国人介護人材を介護職員※として雇用する際の経費

※ この補助金における介護職員とは、事業所で利用者に介護等を主たる業務として行う者をいいます

補助金額

補助対象経費の1/2、補助上限20万円

※ 千円未満の端数は切り捨てます

※ 同一補助対象者に対する補助金の交付は、一年度につき1回限りです



お問合せ

山口市健康福祉部介護保険課管理担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL:083-934-2805

E-mail:kaigo@city.yamaguchi.lg.jp



手続きの流れは
裏面をチェック

手続きの流れ

STEP 01

下記の書類を山口市介護保険課へご提出ください。
提出方法は郵送・窓口へ持参、どちらでもOKです。

なお、申請は、当該介護職員が、市内の介護サービス事業所での勤務を開始した日から6か月を経過した年度内に申請してください。

- (1) 申請書（市HP掲載）
- (2) 介護サービス事業者と人材紹介業者又は外国人介護人材を雇用する際に関与した受け入れ調整機関等と交わした契約書等の写し
- (3) 領収書その他の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し
経費の例 ※詳しくは補助金交付要綱で御確認ください
(介護人材紹介)
 - ・人材紹介業者へ支払った紹介手数料(外国人介護人材)
 - ・EPA：国際厚生事業団又は日本語研修機関に支払った次に掲げる経費
 - ・技能実習生：監理団体等に支払った経費
 - ・特定技能1号：登録支援機関等に支払った経費
- (4) 雇用を証する書類の写し
- (5) 勤務表（6か月以上の勤務が確認できること）
- (6) 山口市税の滞納のないことの証明書

※「滞納が無いことの証明書は、発行日が申請日から3か月以内までのもの」（市民税課、各総合支所総合サービス課等で発行）

※ 勤務先法人、他の公的な機関等から助成金を受けている、又は受ける予定の場合は、それを証するものの写し（受領証、申請書等の写し）

STEP 02

申請書を審査し、
市が補助金の決定をします。

STEP 03

請求書(市HP掲載)を山口市介護保険課へご提出ください。
請求書の提出後、補助金の交付をします。

請求書受付期限:令和8年3月31日



山口市 介護人材紹介手数料



こちらからアクセス